第四十五条第六号イ中「種類」の下に「（商品関連業務を行う場合にあっては、取引の対象とする商品又は商品に係る金融指標を含む。）」を加え、同条第九号中「又は第四十三条の三」を「から第四十三条の三まで」に改める。

第五十一条第一項第五号中「第四十四条第五号」を「第四十四条第六号」に改め、同項第六号中「第四十四条第六号ニ」を「第四十四条第七号ニ」に改め、同項第七号中「第四十四条第八号」を「第四十四条第九号」に改め、同項第八号中「第四十四条第九号」を「第四十四条第十号」に改める。

第五十七条の三第一項中「第四十三条の四第二項」を「第四十三条の四第三項」に改める。

第七十八条第四号中「もの」の下に「（商品関連業務を行う場合にあっては、商品市場（商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）又は外国商品市場（同条第十二項に規定する外国商品市場をいう。）を含む。第二百七十一条第四号において同じ。）」を加える。

第九十八条第一項第三号中「又は有価証券」の下に「、商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。）」を加える。

第九十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

第百条第一項第二号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

第百八条第一項第二号ロ中「有価証券」の下に「又は商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同号ハ中「(1)から(4)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同号ハ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

第百八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　報告対象期間において行った商品の受渡しの年月日並びに当該商品の種類及び数量

第百八条第一項第五号中「及び有価証券」を「、有価証券及び商品」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「有価証券」の下に「、商品」を加え、同項第二号中「に係る有価証券」及び「後の有価証券」の下に「、商品」を加え、同項第三号中「に係る有価証券」及び「当該有価証券」の下に「、商品」を加え、同項第五号中「に係る有価証券」の下に「、商品」を加え、同条第五項中「有価証券」の下に「、商品」を加える。

第百十一条第五号中「有価証券又は」を「有価証券、商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。）又は」に改める。

第百十八条第一号ロ(3)中「同条第二十一項第四号」の下に「若しくは第四号の二」を加える。

第百二十三条第一項第六号中「き損」を「毀損」に改め、同項第十六号中「補てん」を「補塡」に改め、同項第十七号中「又は有価証券」を「、有価証券又は商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。）」に改める。

第百三十四条第一項第三号ハ(2)中「第百条第一項第二号イからニまで」を「第百条第一項第二号イからホまで」に、「イからニまで」を「同号イからホまで」に改める。

第百四十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「限る」を「限り、法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く」に改め、同項第四号中「元本補てん」を「元本補塡」に改め、同項第六号中「合計額をいう。以下」の下に「この条において」を加え、同項第七号中「以下」の下に「この項において」を加え、同項第八号イ中「元本補てん」を「元本補塡」に改める。

第百四十二条の次に次の四条を加える。

（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務）

第百四十二条の二　法第四十三条の二に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十五条第一項第九号に掲げる行為に係る業務（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（法第四十三条の二の二に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）とする。

（対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理）

第百四十二条の三　金融商品取引業者等は、法第四十三条の二の二の規定に基づき財産を管理する場合において、当該財産が有価証券等であるときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該有価証券等を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一　金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものを除く。次号において同じ。）　法第四十三条の二の二の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と区分して管理しなければならない有価証券等（以下この条において「顧客有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　金融商品取引業者等が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等　当該第三者において、顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三　金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものに限る。次号において同じ。）　顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四　金融商品取引業者等が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等　当該第三者における自己の顧客のための口座について自己のための口座と区分する方法その他の方法により顧客有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法（外国の第三者をして保管させる場合において、当該外国の法令上当該第三者をして顧客有価証券等に係る持分と固有有価証券等に係る持分とを区分して保管させることができないとき、その他当該第三者において顧客有価証券等に係る持分が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについて特にやむを得ない事由があると認められるときにあっては、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法）

五　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利その他の有価証券等（前各号に掲げるものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ　当該有価証券等に係る権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合　当該書類を有価証券等とみなして前各号に掲げる有価証券等の区分に応じて管理する方法

ロ　イに掲げる場合以外の場合　第三者をして当該有価証券等に係る権利を顧客有価証券等として明確に管理させ、かつ、その管理の状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

2　金融商品取引業者等と顧客とが共有しており、前項の定めるところにより管理することができない有価証券等については、同項の規定にかかわらず、顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。